

第136号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の27の項の1の手数料の額の欄中「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,300円」に改め、同項の2の手数料の額の欄中「9,000円」を「10,500円」に、「5,300円」を「6,700円」に改め、同項の次に次のように加える。

27の2 銃砲刀剣類所持 等取締法第4条の3第 1項（同法第7条の3 第3項において準用す る場合を含む。）の規 定に基づく認知機能検 査を受けようとする者		1件につき 650円
--	--	------------

別表第1の29の項中「21,000円」を「22,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

29の2 銃砲刀剣類所持 等取締法第5条の5第 1項の規定に基づく猟 銃の操作及び射撃の技 能に関する講習を受け ようとする者		1講習につき 12,300円
--	--	----------------

別表第1の32の項の1の手数料の額の欄中「5,800円」を「7,200円」に、

「3,500円」を「4,800円」に改め、同項の2の手数料の額の欄中「5,400円」を「6,800円」に、「3,100円」を「4,400円」に改め、同表の33の項中「7,900円」を「8,900円」に改め、同表の34の項中「7,900円」を「8,900円」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>34の2 銃砲刀剣類所持等取締法（以下この項において「法」という。）第9条の13第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定を受けようとする者</p>		<p>1 件につき 9,600円 （当該認定を受けようとする者が同時に他の法第9条の13第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定にあつては、5,900円）</p>
<p>34の3 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する同法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え又は再交付を受けようとする者</p>	<p>1 書換え 2 再交付</p>	<p>1 件につき 1,800円 1 件につき 1,900円</p>
<p>34の4 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者</p>		<p>1 講習につき 9,700円</p>

別表第1の41の2の項中「75歳以上の者の運転免許更新等に係る記憶機能及びその他の認知機能に関する検査」を「道路交通法第97条の2第1項第3号イの規定に基づく認知機能検査」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月4日から施行する。ただし、別表第1の41の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。